

陸前高田都市計画用途地域の変更（陸前高田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	その他 及び 備 考
第一種中高層住居 専用地域	約97ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	42.6%
第一種住居地域	約85ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	37.3%
近隣商業地域	約6.8ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.0%
商業地域	約20ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	8.8%
準工業地域	約19ha	20/10以下	6/10以下 8/10以下	—	—	—	8.3%
合 計	約228ha	—	—	—	—	—	100.0%

種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。

理 由

高田地区土地区画整理事業の第6回事業計画変更におけるかさ上げ部の縮小等により、かさ上げ部準工業地域及び第一種住居地域について、形状及び面積を変更する必要がある、陸前高田市震災復興計画に基づく調和のとれた良好な市街地の形成を目指すため、陸前高田都市計画用途地域を本案のとおり変更するものである。